

入院時食事療養

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。
入院時の食費（1 食当たり） 《入院時食事療養に係る標準負担額》

【 食費の自己負担額 】

所得区分			食費（1 食につき）	
			平成 28 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
現役並み所得・一般 ※1			260 円	510 円
住民税 非課税等	区分Ⅱ	90 日以内の入院 （過去 12 か月の入院日数）	240 円	
		90 日を超える入院 （過去 12 か月の入院日数） 長期入院該当 ※2	190 円	
	区分Ⅰ		110 円	

※1 ・指定難病患者の方は 1 食 300 円です。

・精神病床へ平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 4 月 1 日まで継続して入院した患者の方は、当分の間 1 食 260 円に据え置かれます。

※2 ・長期入院該当：過去 12 か月で入院日数が 90 日を超える場合は、お住まいの区市町村窓口に入院日数のわかる医療機関の請求書・領収書などを添えて申請してください。なお、長期入院該当日は申請日の翌月 1 日となり、申請日から月末までは差額支給の対象となります。